与謝野町長 様

空き家バンク登録申込書

(申込者)住 所氏 名 印連絡先

与謝野町空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、下記内容に誓約し、同要綱第5条第1項の規定により、空き家バンクへの登録を申し込みます。

記

1	契約交渉に関わるすべてについて、	協力仲介業者に依頼します。
	協力仲介業者の指定	
	□ あり(業者名:) □ なし
		<u> </u>

- 2 空き家バンクへ登録する情報を、協力仲介業者及び移住定住に係る業務等委託契約を 締結した者へ提供することについて承諾します。
- 3 本物件を与謝野町空き家バンクに登録することについて、親族及び相続関係者から同意が得られていますか。

□ はい□ いいえ

4 本物件の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約について、親族及び相続関係者から同 意が得られていますか。

□ はい □ いいえ

- 5 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード(様式第2号)記載のとおりです。
- 6 空き家バンクへ登録する情報を、必要に応じ、利用登録者に対し提供することに同意します。
- 7 利用登録者との契約交渉には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決にあたることを誓約します。

※添付書類は、裏面を参照すること。

【裏面】

添付書類

- (1) 空き家バンク登録カード(様式第2号)
- (2) 間取り図
- (3) 建物及び土地の登記事項証明書(全部事項) ただし、申込日から3か月以内に発行されたものに限る。
- (4) 地図又は地図に準ずる図面(公図) ただし、申込日から3か月以内に発行されたものに限る。
- (5) その他町長が必要と認める書類

注意事項

- 1 与謝野町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。
- 2 仲介等については、協力仲介業者の仲介が必要となります。仲介に係る報酬について は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の 範囲となります。
- 3 登録された物件について、町が管理を行うものではありません。

空き家バンク登録カード

契約形態		□ 売却	□ 賃貸		どちらて	: t	建物の種	類	住宅		店舗 🗆	工場
価格・賃料		□ 売却 □ 賃貸 (敷金:	万円 万円	 /月 礼金 :)	築名	手 月		年	Ē	月	
建屋面積					m^2	リフュ	ーム歴	□ 有	(年	対	象:)
敷地面積					m^2	ソノオ	ム歴	□無				
物件住所		与謝野町					(=	番地の公	:開:□希	望する	る □希望	望しない)
所有者 問い合わせ先		住 所	₹									
		氏 名					TEI	,		()	
		携帯					FAX			()	
		E-Mail					@					
管理者 問い合わせ先		住 所	〒									
	上記と異な	氏 名					TEI	,		()	
	る場合)	携帯					FAX			()	
		E-Mail					@	L				
付帯物件		口有	□農地		(地目・面			(0))
			□農地	以外	(種類・数	量・地目	・面積	(m ²):)
		□ 無	(D) 1 = 1 = A									
家見	財等所有物 二		貸する場合		<u>:</u>)	無					
	電気	口 有										
	ガス	□ プロパ	ンガス	□ 無								
設備	水道	□ 上水道			三水		その他			·	(1	
備	下水	□ 下水道		□ 合信	并処理浄化	∠槽 □	単独処	理浄化村	曹□□	汲取 () (便所)他	Ţ
	インター ネット	□ 光回線		☐ ADS	SL .		その他					
	駐車場	□ 3台以上	<u> </u>	□ 2台			1台			無		
交通	役場	□ 岩滝本	庁舎 🗆] 加悦月	宁舎	□野	田川庁舎	•	距離		km	
	小学校	与謝野町立		小学校					距離		km	
	中学校	与謝野町立		中学校					距離		km	
	最寄駅・ バス停								距離		km	
利用·管理状況							の可否(のみ)	□可	□ 否	î 🗆	要相談	
特記事項												
改	要否	□ 不要		□ 多/	少は必要		大幅な	:補修が』	芝要		現在補修	中
修	費用負担	□ 所有者		□ 入息	号者		応相談					